

## 中東知的財産ニュースレター Vol.22

### カタール — 知財とイノベーションのための国家戦略準備委員会を近く設立

カタールは、知的財産保護に対する同国のたゆまぬ取り組みに鑑み、知的財産とイノベーションのための国家戦略準備委員会の設立に関する 2017 年の第 45 号閣僚決定を承認した。この決定は、2017 年 12 月 31 日に官報で公表され、2018 年 1 月 1 日に発効した。

この決定の第 2 条によると、同準備委員会は、世界知的所有権機関 (WIPO)、政府機関および非政府機関、経済産業大臣から選定された専門家の協力のもと、知的財産とイノベーションのための国家戦略を起草する責務を負う。

最近のこのような改正は、知的財産権の効果的な行政、管理、保護、エンフォースメントを展開した上で、国家のイノベーションを強化し、同国への外国投資を奨励しようとする、カタールの積極姿勢とモチベーションの高さを示唆している。

### クウェート — 電子出願と共に刷新される出願番号と登録番号の体系

クウェート商標局は、2018 年 1 月 2 日より、電子フォームでの商標出願の受理および処理を開始することを発表した。

新規の出願に対し、商標局は電子番号を割り当てるが、この番号には出願年が含まれる (例: 321/2018)。電子番号は、出願番号として役立つほか、商標出願から登録へと手続きが進むと、登録番号にもなる。

今回の改正により、商標出願の処理が簡素化および合理化されるものと期待される。

### ヨルダン川西岸地区 — ニース分類第 10 版の採用

ヨルダン川西岸地区において、これまでのニース分類第 8 版に代わり、2018 年 1 月 1 日付けでニース分類第 10 版が発効した。

第 10 版の採用は、ヨルダン川西岸地区においてすでに出願および登録された商標には影響しない。次の更新の際には、商品および類は、商標局により適切に再分類されなければならない。

以下の表に、中東・北アフリカにおけるニース分類の概要を示す。

国	採用しているニース分類の版	ニース協定への参加	類見出し指定の可否
アフガニスタン	第8版	不参加	可
アルジェリア	第11版	参加(発効: 1972年7月5日)	可、見出しを指定して申請。「当該の類の全商品/サービス」というフレーズの使用は認めない
バーレーン	第10版	参加(発効: 2005年12月15日)	可、見出しを指定して申請。「当該の類の全商品/サービス」というフレーズの使用は認めない
キプロス	第11版	不参加	不可
ジブチ	第10版	不参加	可
エジプト	第10版	参加(発効: 2005年6月18日)	可
エチオピア	第8版	不参加	可
ガザ	第8版;第33類および第32類のアルコール製品は登録できない	不参加	可、見出しを指定して申請。「当該の類の全商品/サービス」というフレーズの使用は認めない
インド	第9版	不参加	可
イラン	第10版;第33類および第32類のアルコール製品は登録できない	不参加	可
イラク	第7版と現地の下位分類	不参加	可(下位類見出しのみ申請可)
ヨルダン	第11版	参加(発効: 2008年11月14日)	不可
クウェート	第8版;第33類、第32類のアルコール製品、および第29類の豚肉は登録できない	不参加	可
レバノン	第11版	参加(発効: 1961年4月18日)	可
リビア	第8版;第33類、第32類のアルコール製品、第28類のクリスマス・ツリーおよび関連する製品は登録できない	不参加	可、見出しを指定して申請。「当該の類の全商品/サービス」というフレーズの使用は認めない
モロッコ	第10版	参加(発効: 1966年10月1日)	可
オマーン	第10版	不参加	不可
パキスタン	第8版	不参加	可
カタール	第11版;第33類および第32類のアルコール製品は登録できない	不参加	可
サウジアラビア	第10版;第33類、第32類のアルコール製品、第29類の豚肉、第28類のクリスマス・ツリーおよび関連する製品は登録できない	不参加	可、見出しを指定して申請。「当該の類の全商品/サービス」というフレーズの使用は認めない
スーダン	第9版;第33類および第32類のアルコール製品は登録できない	不参加	不可
シリア	第10版	参加(発効: 2005年3月28日)	可
チュニジア	第11版	参加(発効: 1967年5月)	可、見出しを指定して申請。「当該の類の全商品/サービス」とい

		29 日)	うフレーズの使用は認めない
トルコ	第 9 版	参加 (発効: 1996 年 1 月 1 日)	可
アラブ 首長国 連邦	第 10 版; 第 33 類および第 32 類のアルコー ル製品は登録できない	不参加	可
ヨルダ ン川西 岸地区	第 10 版	不参加	可、見出しを指定して申請。「当 該の類の全商品/サービス」とい うフレーズの使用は認めない
イエメ ン	第 8 版; 第 33 類および第 32 類のアルコー ル製品は登録できない	不参加	可

## 中東・北アフリカ — 特許のエンフォースメント

過去数十年の間、中東・北アフリカ (MENA) 地域では、知的財産に対する関心の高まりが見られた。知的財産法と施行規則の改正や導入を推進してきたことが、その主な証拠である。知的財産権を統制する現行法や規則は、数カ国を除けば、適用される国際慣行に則している。これらの法律は、基本的な出願権と優先権を規定し、特許の対象、特許権者の権利に関する明確な定義、そして最も重要な内容として、これらの権利を主張し、エンフォースメントを行う法的手段を認めている。

### エンフォースメントに関する法規定

知的財産の問題をはじめ、いかなる問題に関しても、法的手段をとるには、知的財産権者の権利と、どのような行為が知的財産権に対する侵害とみなされるのかを法律が定義しなければならない。また、このような法律および関連する指針は、ロードマップを提供し、場所、製法、期間、および上申の選択肢 (上訴など) を規定する。

製造、使用、市場への提供、販売、および輸入は、ほとんどの MENA 諸国において、侵害行為、つまり、特許を取得した製品や製法の商業化につながる行為とみなされる。ただし、例外がわずかに存在する。例えば、エジプトの法律に従うと、侵害とみなされることなく、医薬品の販売承認を申請し、取得することが可能である。

そのため、重要なことに、各地域の特許法すべてが、何を侵害行為とみなすのかを明確に定義し、特許権者に対して関連する権利の範囲を定めている。また、この法律は、判決が出されるまで侵害行為を停止させるため、一時的または恒久的に、特許権者が差止め命令を請求できる仕組みを規定している。同様に、ほとんどの特許法には最低刑が規定されている。同法はさらに、官報において判決を公表する費用を敗訴の当事者が支払うよう求めている。また、ほとんどの法律は、違反を繰り返した場合に罰金および懲役を 2 倍にするとも規定している。

裁判所の決定は関連当局により実行され、判決は適切に執行される。しかし、特許に関する判決、特に製法特許に関する判決を執行するのはかなり困難である。

## エンフォースメントに関する地域の経験

以前の記事で、「このテーマに関する判断を述べるには早すぎる。」と述べた。このように述べた理由としては、判断の根拠となる、重要な訴訟が不足していることである。さらに、優先権や判決の根拠となる特定の判例法も存在しなければならない。

特許のエンフォースメントにおいて、この地域の経験は限られており、すべてを合わせても訴訟の数は少ない。年間の平均訴訟数を予測することさえ不可能である。中には、0件という国もある。

この地域では、特許のエンフォースメントにおける経験が無いかそれに近いとしても、その他の知的財産権に関する訴訟の文書には豊富な経験が盛り込まれている。例えば、商標のエンフォースメントが特許のエンフォースメントと直接関係しているとまでは言えないが、商標のエンフォースメントから導かれた結論は、既存の制度や手続きに関連している。

知的財産の問題を扱う専門の司法機関が存在しない場合において、特定の特許の問題で、解決方法が提案され利用されたことがある。表面化したいくつかの訴訟では、宣誓した専門家が任命され、侵害や無効の訴訟に関し、技術的な側面に対処した。専門家は、個人の場合もグループの場合もあるが、技術に関する専門的な意見を述べて法的な意見と結び付ける。サウジアラビアなどの国では、特許法が特許委員会の構成を規定しており、訴訟に関して審理し、結論を出す。次のセクションでは、サウジアラビアにおける訴訟の対処に焦点を当てる。

## サウジアラビアにおける特許のエンフォースメント

サウジアラビアでは、サウジアラビアの特許と湾岸諸国会議（GCC）の特許両方のエンフォースメントが可能である。GCCの特許制度は、GCCに参加する全6カ国に対し、統一の制度を規定するが、統合された司法制度は規定しない。GCC特許法に従うと、侵害の問題は各国独自の特許法に従い、各国内で直接対応することになっている。そのため、サウジアラビアまたはGCCいずれかの特許に対する侵害が疑われる場合、特許権者は、特許委員会に要求を申し立てる必要がある。特許委員会は、3人の法律家と、キングアブドゥルアジズ科学技術都市（KACST）のプレジデントが指名する2人の技術専門家から構成されている。念のため付け加えると、サウジアラビア特許庁も、リヤドにおける科学技術の重要な中核として役割を果たすKACST内に配置されている。

委員会制度により、裁判所への提訴に関する費用と比較し、必然的にコストが低く抑えられる。申立ては、委員会に書面で申立てることにより開始される。このような手続きにおいて、委員会は審査員団のように活動し、争点を両方の側から理解する。外部の専門家を要すると委員会が判断する場合は、適切な専門家が招かれる。委員会から下される裁定には拘束力があるが、上訴は可能である。

特許委員会の裁定は、一定の期間内に苦情処理委員会に対して上訴することができる。苦情処理委員会は知的財産の専門家ではないが、知的財産の問題全般に精通した判事が統括している。苦情処理委員会の決定は最終であり、さらなる上訴は不可能である。サ

ウジアラビアの特許法は、いくつかの行動指針を規定している。例えば、特許委員会は、侵害および無効の問題全般に裁判権を持つ。差止め命令を発行したり、侵害を犯している製品の差押えや廃棄を許可できる。結果を公表したり、被害を説明する裁定を下すことも可能である。

また、特許委員会は、無効訴訟について聴取する機関でもある。無効の手続きが侵害訴訟において被告人側の答弁として使用される場合、侵害訴訟は、無効訴訟の結果が確定するまで保留される。

### 終わりに

MENA 地域で報告された数件の訴訟は、現地の企業が外国の多国籍企業の特許権を侵害しているというものであった。技術と能力が限られているため、現地の産業がこのような多国籍企業に対する大きな脅威とみなされる事例はあまり生まれてこなかった。しかし、このような状況は変化しつつあり、時間の経過と共に、より多くの現地企業が特許の異議を申立て、独自の特許を出願し始めるであろう。現状の法律や規則は、自身の発明を保護することが可能な権利を現地のイノベーターに提供し、革新的な製品や製法の開発に対し、さらなる投資を推奨している。現地の投資および外国からの投資は、こうした開発にすでに変化を及ぼしており、市場の成長やニーズの高まりとも結び付いて、現地の産業がそれぞれの分野を切り開くことが期待される。

権利の保護とエンフォースメントの環境を整備することは、このような開発にとって重要である。この地域は、こうした方向で成長しつつあり、主要国であるエジプト、イラン、モロッコ、サウジアラビア、アラブ首長国連邦などは、開発の利益を得るための体制が整いつつある。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 22

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.

**SABA**  
INTELLECTUAL  
PROPERTY

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2018年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。